



申  
29  
号

## 「在来線保線部門の将来ビジョンの実現に向けた組織の見直しについて」に関する解明申し入れ

2月21日提出

申  
し  
入  
れ  
項  
目

1. 「メンテナンス体制の再構築」施策および「メンテナンス体制の改善」施策における成果と課題を具体的に明らかにすること。また「メンテナンス業務の変革(MOT2027)」の保線部門におけるビジョン達成に関する進捗を示すこと。
2. 「『変革 2027』の実現に向けた組織の再編」施策における保線部門の成果と課題を具体的に明らかにすること。
3. 今施策において、現業機関の体制をひとつの保線設備技術センターに見直す根拠を具体的に明らかにすること。また、見直しに伴い、安全・安定輸送レベルが向上する根拠を示すこと。
4. 「保線設備技術センターで一体となって本部・支社内の保線業務を推進する」とは何か具体的に明らかにすること。また、一体となって専門業務やプロジェクト戦略的に推進することで挑戦と活躍の場を広げ、広範で柔軟な働き方を可能にすることが、やりがいや能力の向上に繋がる根拠を示すこと。
5. 保線設備技術センターおよびエリアセンター、BASEにおける業務内容と権限、設置基準、業務執行体制を具体的に明らかにすること。また、派出の廃止および足口スの考え方を示すこと。
6. 認定線区保守業務の適用エリアを拡大する根拠と対象エリア、基準、規程を具体的に明らかにすること。
7. 「誰もが業務の幅を広げ、様々なことに挑戦できる環境を構築する」とは何か具体的に明らかにすること。また、メンテナンス G と工事戦略 G を計画推進チームとして融合する目的とメンテナンスレベルがさらに向上する根拠を示すこと。
8. 本部・支社で指定した分岐器の一部直轄検査等の業務を見直す内容および目的を具体的に明らかにすること。また、見直しに伴う保線設備技術センターにおける業務内容の詳細を示すこと。
9. 各エリアから専門チーム、プロジェクトチームを編成する根拠を具体的に明らかにすること。
10. 今施策実施における在勤地指定および異動、通勤手当支給の考え方を具体的に明らかにすること。また、事業場の考え方を示すこと。

**将来にわたり、安全・技術継承と設備の維持管理を継続していくためには、働く者の労働条件・職場環境の向上が不可欠だ！**

**「庭先意識」が醸成される保守管理体制を維持するために、職場から議論をつくり出そう！**